

会計年度任用職員募集要項

| | |
|------------|--|
| 任用根拠 | 会計年度任用職員（地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項） |
| 任用期間 | 令和 5 年 4 月 1 日（採用日）から令和 6 年 3 月 31 日まで |
| 職種 | 教育業務支援員 |
| 採用予定人数 | 6 名 |
| 従事すべき業務の内容 | <p>勤務校において、教職員及び児童生徒の教育活動を支援するための業務。具体的には主として、次の業務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務補助業務 ・環境整備業務 ・その他の業務 |
| 応募資格 | <p>次に掲げる要件をすべて満たす者であって、地方公務員法第 16 条各号のいずれにも該当しないもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務可能な地域に居住していること。 ・心身が健康であること。 ・学校教育に理解と熱意があること。 ・職業に従事している場合にあっては、教育業務支援員の業務に支障がないこと。 |
| 勤務日及び勤務時間 | 1 週間につき 29 時間を限度とし、勤務時間については、校長が割り振る。 |
| 休暇 | 愛媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日 |
| 報酬等 | <ul style="list-style-type: none"> ・報酬：職員の給与に関する条例（昭和 26 年愛媛県条例第 57 号）別表第 1 行政職給料表 1 級 14 号給から同表 1 級 22 号給までの各号給の額に基づき、1 年目は、月額 124,564 円を基準とし、勤務日数及び勤務時間により、これを割り落とす。 ・通勤費用弁償：一般職員の通勤手当に準じ、通勤に係る費用を弁償する。 ・期末手当：任期が 6 月以上かつ定められた 1 週間当たりの勤務時間が 15 時間 30 分以上の場合は、支給対象とする。支給割合は、6 月期・12 月期ともに一般職に準じる。 |
| 退職に関する事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認めるとき。 ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。 ・教育業務支援員としてふさわしくない行為があったとき。 |
| 退職手当 | 退職手当の支給はありません。 |
| 服務 | <p>任期中、以下の義務を負います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第 32 条） ・信用失墜行為の禁止（同法第 33 条） ・秘密を守る義務（同法第 34 条） ・職務に専念する義務（同法第 35 条） ・政治的行為の制限（同法第 36 条） ・争議行為等の禁止（同法第 37 条） |
| その他 | ・公務上の災害又は通勤による災害については、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）の規定により補償する。 |

○ 応募手続等について

応募希望者は、今治南高等学校 事務長（TEL 0898-22-0017）までご連絡ください。